

議案第25号

大阪市防災建築街区造成条例を廃止する条例案

大阪市防災建築街区造成条例（昭和37年大阪市条例第12号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成25年2月15日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

旧防災建築街区造成法第2条第3号に規定する防災建築街区において防災建築物の建築を行う者に対する補助金の交付制度を廃止するため、条例を廃止する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 考)

## 大阪市防災建築街区造成条例

(目 的)

第1条 この条例は、防災建築街区において防災建築物の建築を行なう者に対して、これに要する費用を補助することにより、防災建築街区の造成を促進し、災害の防止を図り、あわせて土地の合理的利用の増進及び環境の整備改善に資し、もつて公共の福祉に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例における用語の意義は、旧防災建築街区造成法（昭和36年法律第110号）第2条に定めるところによる。

(補 助)

第3条 市は、防災建築街区において防災建築物の建築を行なう者に対して、予算の範囲内で次の各号の費用の合計額の3分の1以内において補助金を交付する。

- (1) 事業計画及び管理処分計画の設定並びに防災建築物及びその敷地に関する権利の確定に要する費用
- (2) 防災建築物の設計及び当該設計に必要な調査に要する費用
- (3) 建築物の移転及び除却の工事に要する費用
- (4) 附帯施設で市長が必要と認めるものの整備に要する費用
- (5) 前各号の事項に関する事務の費用

2 市規則で定める規模の非常災害により建築物が滅失した場合において、防災建築物の建築を行なうときは、前項の規定は、非常災害の発生した日から1年以内に補助金交付の申請があつた場合に限り、同項中「3分の1」とあるのは「5分の2」と読み替えるものとする。

(条件付補助)

第4条 市長は、必要と認めるときは、前条の規定による補助金の交付に条件を附することができる。

(事業計画の承認申請)

第5条 補助金の交付を希望する者は、市長の定める手続により、防災建築物及びその敷地の整備に関する事業計画の承認を受けなければならない。事業計画を変更しようとするときも同様とする。

(着工届等)

第6条 前条の規定により事業計画の承認を受けた者が、当該事業について次の各号の工事に着工しようとするときは、そのつど市長に届け出なければならない。

- (1) 建築物の移転及び除却の工事
- (2) 防災建築物の建築工事
- (3) 附帯施設の整備工事

2 前項各号の工事が完了したときは、そのつど市長に届け出て検査を受けなければならない。

(補助金交付の時期)

第7条 補助金交付の時期は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1項第2号の工事に着工したとき 第3条第1項第1号から第3号までの費用及びこれらに関する第5号の費用
- (2) 前条第1項第3号の工事を完了したとき 第3条第1項第4号の費用及びこれに関する第5号の費用

(事業の取りやめ及び承継)

第8条 第5条の規定により承認を受けた者又は補助金の交付決定若しくは交付を受けた者が当該事業を取りやめた場合においては、すみやかに市長に届け出なければならない。

2 前項の場合において、新たに当該事業を承継した者が引き続き当該事業を行ない、第3条の規定により補助を受けようとするときは、被承継者と連名による承継願を市長に提出して承認を受けなければならない。

(報告及び検査)

第9条 市長は、補助金交付の目的を達成するために必要な限度において、補助金の交付決定又は交付を受けた者に対して報告を命じ、又は職員をして当該防災建築街区、防災建築物若しくは設計図書その他の書類を実地に検査させ必要な指示をさせることができる。

2 前項の規定による実地検査において、現に居住の用に供している建築物に立ち入るときは、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

3 第1項の規定により実地検査にあたる職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(補助の取消等)

第10条 市長は、補助金の交付決定又は交付を受けた者が次の各号の1に該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、補助金の返還を命じ、又は補助金の交付を停止することができる。

- (1) 補助金を補助の目的以外に使用したとき

- (2) 建築関係法令に違反して防災建築物を建築したとき
- (3) 工事の完了が著しく遅れたとき
- (4) 工事を中止し又は造成事業を取りやめたとき
- (5) この条例に基づく申請、届、報告又は願の内容が虚偽であつたとき
- (6) 前各号のほか、この条例又はこの条例の規定に基づく命令若しくは補助金交付の条件に違反したとき

(特 例)

第11条 市は、防災建築物の建築を行なう者が、防災建築街区指定の際、現に敷地の整備中又は建築工事中であるときは、その者に対してこの条例の定めるところにより補助金を交付する。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとする者は、市長が指定した日までに、第5条の承認を受けなければならない。

(施行の細目)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 大阪市耐火建築促進条例（昭和27年大阪市条例第50号）は、廃止する。